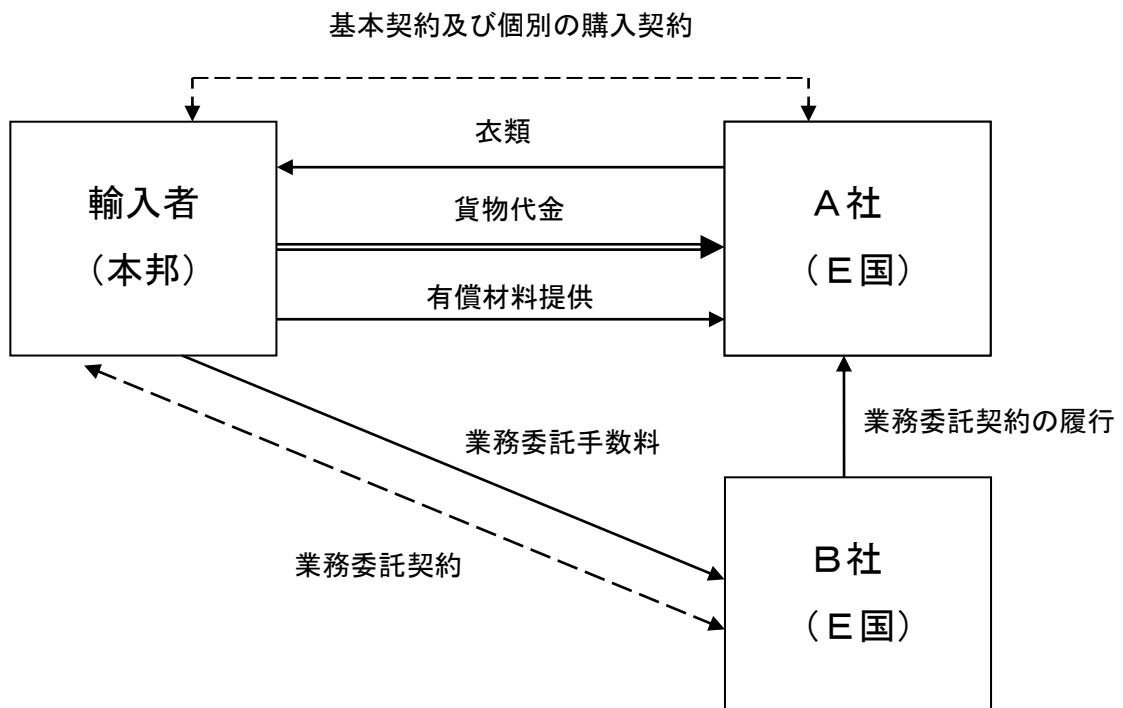


事例 2 有償で提供する材料の加工を委託する場合の手数料



【照会要旨】

当社は、E国所在のA社と締結した包括的基本契約に基づき、規格、品質、形状、デザインなどを指定し、輸入貨物を生産するために必要な表生地や副資材を有償で提供し、個別の購入契約により完成した衣類を輸入します。輸入貨物の発注に際し、当社からA社に製品取引の見込み価格を提示し、生地代やその他の材料等生産にかかわるコストを調整しながら交渉を進めます。当社は製品の仕様書により作業を指定する他、生産進捗の管理も行い、納期限までに配送できない場合、個別の購入契約を終了する取決めをしています。その際、キャンセルした製品、その処理中の製品、在庫、原材料の処分権も当社が有しています。

また当社は、この取引に関連して、E国所在のB社と業務委託契約を締結し、当社に代わり一部業務委託をしています。B社は、当社の管理の下、当社の計算と危険負担により受託業務を行っており、上記委託契約に基づき、それぞれの業務の対価として手数料をB社に支払います。

輸入貨物の課税価格を計算するにあたって、当社がB社に支払う手数料を輸入貨物の課税価格に算入する必要はありますか。

なお、当社とA社との間に特殊関係はありません。

【回答要旨】

上記の取引における貴社とA社との間の取引は、関税定率法第4条第3項に規定する委託者から直接又は間接に提供された原料又は材料を外国において加工又は組立てをし、その加工等によってできた製品を取得することを内容とする委託者と受託者との間の取

引と認められ、当該取引において委託者が中間者に支払う手数料のうち輸入貨物に係る手数料は、関税定率法第4条第1項第2号イに規定する「仲介料その他の手数料」に該当することから、輸入貨物の課税価格に算入されます。

(理由)

本邦にある者(委託者)から委託を受けた者(受託者)が委託者から直接又は間接に提供された原料又は材料を外国において加工又は組立て(加工等)をし、委託者による加工等によってできた製品を取得することを内容とする委託者と受託者との間の取引に基づきその製品が本邦に到着することとなる場合には、その取引を「輸入取引」と、委託者を「買手」と、受託者を「売手」と、その加工等の対価として現実に支払われた又は支払われるべき額を「現実支払価格」とみなして、輸入取引により輸入される貨物として取り扱うこととされ、その取引に該当するか否かについては、単に契約書の名称のみによることなく、輸入貨物に係る取引に関する契約の内容及び実態、受託者が取引において果たしている役割及び役務の性質を考慮の上判断することとなります。

本件取引において、貴社はA社に対し規格、品質、形状、デザインなどを指定し、輸入貨物の生産に必要な原材料を自らの計算で有償提供します。製品取引の見込み価格は貴社から提示し、生地代やその他の材料等生産にかかわるコストを調整しながら価格交渉を進めその完成品を購入します。A社には有償提供された原材料や生産した製品を自由に処分する権限が無く、貴社が生産進捗管理、提供した材料や製品の在庫管理など、自らの計算と危険負担で取引全体を主導的に行っていることから、A社は自己の計算により売買を行っているのではなく、貴社の管理の下で製品の生産及び納品を行っていることと認められます。

これらのことから、当該取引は貴社から委託を受けたA社が貴社の計算で提供された原材料等をE国で加工して、貴社がその加工した衣類を取得する貿易取引に基づきその衣類が本邦に到着することから、関税定率法第4条第3項の規定に基づき、この取引を「輸入取引」と、貴社を「買手」と、A社を「売手」と、加工等の対価として支払われた額を「現実支払価格」とみなして、輸入取引により輸入される貨物として取り扱うこととなります。なお、原材料の提供が有償で行われていること自体については本取引が関税定率法第4条第3項に規定する取引に該当するか否かの唯一の決定要素ではありません。

また、関税定率法第4条第3項に規定する取引における手数料の取り扱いについては、同項に「関税定率法第4条第1項第2号イ中「手数料(買付けに関し当該買手を代理する者に対し、当該買付けに係る業務の対価として支払われるものを除く。)」とあるのは「手数料」とする。」と規定されており、買付手数料を非加算とする取り扱いがありません。これは、当該取引は売買そのものではないため、「買付け」という行為が存在せず、当該取引に関し加工等の委託者が負担する手数料については、当該取引に基づき加工等がされた製品の当該加工等をするための費用と考えられるためです。従って、貴社がB社に支払う手数料のうち、輸入取引に関し業務を行うものに対して支払われ、かつ輸入貨物に係るものは、加工等がされた製品の当該加工等をするための費用であり、関税定率法第4条第1項第2号イに規定する「仲介料その他の手数料」と認められ加算となります。

【関係法令通達】

関税定率法第4条第1項、同項第3号イ、同条第3項

関税定率法施行令第 1 条の 9
関税定率法基本通達 4-1(1)、4-9
関税評価に関する取扱事例について 事例 5

注記

この質疑事例は、照会に係る事実関係を前提とした一般的な回答であり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではありませんので、納税者の方々が行う具体的な取引等に適用する場合には、この回答内容と異なる課税関係が生ずることがあることにご注意ください。

(具体的な貨物の関税評価上の取扱いについて輸入申告時の審査の際に尊重される回答を希望される場合には、文書による事前教示をご利用下さい。)